

令和4年度介護サービス事業者等集団指導
「介護職員処遇改善加算について」

令和5年3月

広島県健康福祉局医療介護基盤課
介護事業者指導グループ

目次

- 1 令和5年度介護職員処遇改善加算について
- 2 令和4年度介護職員処遇改善加算の実績報告について
- 3 計画書や実績報告作成にあたっての留意事項
- 4 算定における留意事項

1 令和5年度介護職員処遇改善加算について

令和5年度にこの加算を算定する場合は、提出期限までに計画書の提出が必要です。

【提出締切日】

令和5年4月15日(土)

※ メールで提出する場合

【件名】 r050315 R 5 処遇改善計画(法人名)
(↑日付)

【ファイル名】 「r050303 R 5 処遇改善計画 (法人名)」

※同日の2回目の送付については「r050303-2 R 5 処遇改善計画 (法人名)」とする。
以下3回目以降「r050303-3 R 5 処遇改善計画 (法人名)」・・・とする。

【説明】

既にメーリングリストとHPでご案内しているところですが、

- 「処遇改善計画書及び添付書類」と「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書及び添付書類」を、次のとおり、**令和5年4月15日(土) (必着)までに、該当の指定権者に提出してください。**
- なお、期限までに提出がない場合は、令和5年4月又は5月からの算定はできませんので御留意ください。

1 令和5年度介護職員処遇改善加算について

介護職員処遇改善加算の要件は？

【対象】 介護職員のみ

【算定要件】 以下のとおりキャリアパス要件及び職場環境当要件を満たすこと。

加算(Ⅰ)	加算(Ⅱ)	加算(Ⅲ)
キャリアパス要件のうち、 ①+②+③を満たす かつ、 職場環境要件を満たす	キャリアパス要件のうち、 ①+②を満たす かつ、 職場環境要件を満たす	キャリアパス要件のうち、 ①又は②を満たす かつ、 職場環境要件を満たす

【説明】

加算の概要をご説明します。

介護職員処遇改善加算にはⅠからⅢまであります。

介護職員だけが対象となります。

また、算定するため、該当する「キャリアパス要件」と「職場環境要件」を満たす必要があります。

1 令和5年度介護職員処遇改善加算について

介護職員等特定処遇改善加算の要件は？

【対象】 事業所が①経験・技能のある介護職員A，②その他の介護職員B，③その他の職種に配分C

【算定要件】 以下の要件をすべて満たすこと。

介護福祉士の配置割合等(※)に応じて、加算率を二段階((Ⅰ)と(Ⅱ))に設定。

✓ 処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること。

✓ 処遇改善加算の職場環境要件に関し、複数の取り組みを行っていること。

✓ 処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページ掲載等を通じた見える化を行っていること。

※サービス提供体制強化加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)，日常生活継続支援加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)等を算定していること

【配分ルール】 次の全て選択可能

・ Aだけに配分 ・ 平均賃上げ額が $A > B$ ・ 平均賃上げ額が $A > B \geq 2C$

【説明】

配分ルールについて、特定加算による賃金改善分についての配分方法であるため、処遇改善加算やベースアップ加算等による賃金改善分も含めて考える必要はありません。

また、「・平均賃上げ額が $A > B \geq 2C$ 」は、各グループの平均賃金改善額についての要件であって、各グループの賃金改善の総額が当該要件を満たす必要はありません。

1 令和5年度介護職員処遇改善加算について

介護職員等ベースアップ加算の要件は？

【対象】 介護職員

ただし、事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

【算定要件】 以下の要件をすべて満たすこと。

✓ 処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること。

✓ 賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等(※)に使用することを要件とする。

※「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げ

【説明】

1 令和5年度介護職員処遇改善加算について

令和4年度の計画書との相違点

【1】

(2) 加算額を上回る賃金改善について(内訳)				要件Ⅰ		要件Ⅱ		要件Ⅲ	
				処遇改善加算	○	特定加算	○	ベースアップ等加算	○
①	令和	5	年度の加算の見込額	36,881,244	円	9,363,828	円	6,751,200	円
②	賃金改善の見込額 (①の各加算の見込額を上回ること)			(a) 37,800,000	円	(b) 10,800,000	円	(c) 8,640,000	円
【記入上の注意】									
<ul style="list-style-type: none"> ・ (a)には、処遇改善加算の算定により実施される介護職員の賃金改善の見込額を法人で計算し、直接記入すること。 ・ (b)には、特定加算の算定により実施される介護職員及びその他の職員の賃金改善の見込額を法人で計算し、直接記入すること。 ・ (c)には、本計画書5(1)に記入した介護職員及びその他の職員の賃金改善の見込額の合計が自動的に転記される。 ・ (a)～(c)には、それぞれの加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。 									

【説明】

現状では、加算を上回る金額が分配されており、かつ、加算以外の部分で賃金が下げられていないことを確認するため、3種類それぞれの加算の対象者ごとに、前年度と比較して算出した賃金改善額が加算額を上回っているか確認していましたが、新しい様式では、今年度の賃金改善見込額が、それぞれの加算の見込み額を上回ることを確認するように変更されています。

1 令和5年度介護職員処遇改善加算について

令和4年度の計画書との相違点

【2】

(3) 加算以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて

・ 上記に加えて、処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを下欄へのチェック(✓)により誓約すること。



処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。



要件Ⅳ

※「処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「加算取得年度の賃金の総額」から「当該年度の各加算による賃金改善所要額の総額」を除いた額と、②「前年度の賃金の総額」から「前年度の各加算額及び独自の賃金改善額」を除いた額を比較し、①の額が②の額を下回らない(加算等の影響を除いた賃金額の水準を引き下げない)ことをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めるため、詳細な考え方は、別紙様式3-1(実績報告書)2(3)を参照すること。

ただし、サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金が下がった場合には、その事情を別紙様式5「特別な事情に係る届出書」により届け出ることと算定要件を満たすこととする。

【説明】

また、加算以外の部分で賃金水準を引き下げないことの誓約を求めることとします。

計画書と同様に今年度の賃金改善額が加算額以上であることを確認したうえで、前年度との比較は3種類それぞれの加算の対象者ごとではなく、3加算一体で計算します。具体的には「①今年度の賃金総額」から「②3つの加算の賃金改善額の積み上げ額」を引いた額を前年度と比較して、加算以外の部分で賃金を下げていないことを確認します。

2 令和4年度介護職員処遇改善加算実績報告について

令和4年度実績報告書の様式の変更点

別紙様式3-3 介護職員等ベースアップ等支援実績報告書(施設・事業所別個表)													
【記入上の注意】													
<ul style="list-style-type: none"> 本表に記載する事業所は、計画書の別紙様式2-4に記載した事業所と一致しなければならない。事業所の数が多く、1枚に記載しきれない場合は、適宜、行を追加すること。 (p)には、ベースアップ加算の賃金改善実施期間(令和4年度においては、原則として令和4年10月分から令和5年3月分まで)における賃金の総額を記載すること。((q)(r)についても同様。) (n-1)には、「賃金改善実施期間にベースアップ等加算のみにより賃金改善を行った介護職員の賃金の総額」と、「前年度(賃金改善実施期間に相当する期間)の介護職員の賃金の総額(計画書【基準額3】参照)とを比較し、その差額を事業所毎に記入すること。((o-1)のその他の職員についても同様。) (n-2)及び(o-2)には、別紙様式2-1の2(5)ハに記載した具体的な賃金改善の取組に基づく、ベースアップ等による賃金改善の見込額を記載すること。 													
[円]													
ベースアップ等加算の賃金改善実施期間における賃金の総額(別紙様式3-1②(3)に転記)													
0													
ベースアップ等加算の賃金改善実施期間における処遇改善加算の総額(別紙様式3-1②(5)に転記)													
0													
ベースアップ等加算の賃金改善実施期間における特定加算の総額(別紙様式3-1②(7)に転記)													
0													
ベースアップ等加算の総額(別紙様式3-1①に転記)													
0													
介護保険事業所番号	指定権者	事業所の所在地		事業所名	サービス名	ベースアップ加算の賃金改善実施期間における賃金の総額(介護職員とその他の職員の合計額)[円](p)	処遇改善加算	特定加算	ベースアップ等加算				
		都道府県	市区町村				ベースアップ加算の賃金改善実施期間における加算の総額[円](q)	ベースアップ加算の賃金改善実施期間における加算の総額[円](r)	加算の総額[円]	(n-1)⑤i)介護職員の賃金改善額[円]	(n-2)左記のうち、ベースアップ等による賃金改善額[円]	(o-1)⑤ii)その他の職員の賃金改善額[円]	(o-2)左記のうち、ベースアップ等による賃金改善額[円]
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													

1行目の色のついたセル(R17~Y17)に、本実績報告書で一括して届け出る事業所全体の総額及び総数を記入すること

※事務負担軽減のため、複数の事業所について一括して届出を行う場合について、令和4年度実績報告書(令和5年6月頃提出)から、賃金総額や賃金改善額等に関する事業所ごとの内訳の記載を不要とし、法人単位で一括して記載するものとする。

【説明】

令和4年度の実績報告書等については、別紙様式3-2及び3-3に、事業所ごとの賃金総額や賃金改善額等の内訳の記載が不要となっています。実績報告の提出時期はメーリングリストでお知らせします。

3 計画書や実績報告についての留意事項

令和4年度計画書や令和3年度実績報告書の審査で誤りの多かったもの

■計画書

- ・賃金改善実施期間が誤っている。
 - 原則として賃金改善実施期間は、前年度からの続きの期間になります。
令和4年度の計画書で、賃金改善実施期間が「令和4年6月～令和5年5月」の場合
令和5年度の計画書では「令和5年6月～令和6年5月」となります。

■実績報告

- ・加算額が国保連から通知のあった額と違っている。
 - 国保連から届く通知で加算額を確認してください。
- ・区分支給限度基準額を超えた分について、加算額内訳書に記載がない。
 - 区分支給限度基準額を超えた分について内訳の記載が必要です。

【説明】

計画書や実績報告書の記載で誤りが多いものです。

令和5年度分の計画書や実績報告書の作成の際の参考としてください。

4 算定における留意事項

加算を算定している場合は、特に次のことに留意してください。

【留意点】

- 加算の内容について従業者に周知を図ること。
 - 介護職員等から処遇改善加算等に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員についての賃金改善の内容について、書面を用いるなど分かりやすく回答してください。
 - 賃金改善額が加算の額を上回ること
 - 計画書の場合は、処遇改善加算等の「見込み額」より「賃金改善見込額」が上回っていること
 - 実績報告の場合は、処遇改善加算等の「加算の額」より「賃金改善所要額」が上回っていること
 - 労働基準法等を遵守すること。
-

【説明】

2つめの○について、特定加算については、グループごとの「平均賃金改善額」、ベースアップ等加算については、介護職員及びその他の職員のベースアップ等による賃金改善の見込み額についても同様です。

来年度、適正に加算を算定していただくことを目的に、いくつかの事業所には社会保険労務士と連携して運営指導を行い、事業者の方からの労務上の疑義内容を確認したり、上位加算についての助言を行ったりする予定です。皆様ご協力をお願い致します。